

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和8年3月

南阿蘇村

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	13
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効 率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1 農業経営改善計画認定制度の推進と認定農業者への支援	
2 利用権の設定等の推進	
3 農用地利用改善事業の促進	
4 農地中間管理事業等の促進	
5 農作業受委託等の促進	
6 推進体制の整備	
7 農用地の利用条件の整備	
8 新規就農者の確保・育成	
第7 その他	18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 南阿蘇村は、熊本県の東方阿蘇旧火口原のなかにあつて、南郷谷の中心部に位置し、白川水源を源とする白川が東西に流れている。水資源に恵まれており、従来から米と畜産を主体とした農業経営であったが、県営圃場整備事業により区画整備が行われ、機械化による省力化が図られる一方、米などの生産調整が進むなか、飼料作物を主体とする転作から、現在では収益性の高いトマト、イチゴ等を中心とした施設園芸の導入が盛んになっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 南阿蘇村の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加したが、近年一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、農地の利用集積を円滑に推進するため、公益財団法人熊本県農業公社(農地中間管理機構)との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用した利用権の設定や所有権の移転を促進する。加えて、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社をと連動し、農地保全事業や新規就農者の育成事業に取り組む。

3 南阿蘇村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南阿蘇村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人当たり350万円以上、年間労働時間(農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 南阿蘇村は、将来の南阿蘇村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南阿蘇村は阿蘇農業協同組合、農業委員会、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課(以下「県農業普及・振興課」)等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、これらの団体で構成された南阿蘇村担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の南阿蘇村担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示や6次産業化などの経営の多角化、複合化への取組の支援を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意

欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、既に南阿蘇村にある各地域の営農集団と連携をとり、土地利用調整を全村的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

さらに、このような農地貸借による経営基盤拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各地区の営農集団の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への推進を図る。

特に、中山間地域である本村においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図るとともに、認定農業者についても、効率的かつ安定的な農業経営基盤強化を促進し、法人化に向けた各種講習会、個別指導相談事業の充実を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進し、家族経営協定締結による女性農業者の農業経営へのより一層の参画を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社、農業協同組合、土地改良区及び南阿蘇村担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南阿蘇村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 南阿蘇村は、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会において認定農業者、及び今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導、また農協支所単位の研修会の開催等を県農業普及・振興課の協力を受けて行う。

特に県営及び団体営圃場整備事業の実施地区においては、農業生産の集積を促進するため、営農組織の重点的な育成を図り、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会と関係機関が連携し、必要な機械施設の整備、組織運営に係る研修、濃密な指導を行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農家に対しては、新規の集約的作目導入を図るため、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会、農協、実需者、流通関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲との組み合わせ、転作作物としての導入などの複合経営への発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の認定期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

南阿蘇村の令和5年(2023年)5月から令和6年(2024年)4月までの親元就農者、新規参入者、雇用就農者を含む新規就農者は10人であった。従来からの基幹作物である水稲、トマト、ミニトマト、アスパラ等の施設園芸の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) (1)に掲げる状況を踏まえ、南阿蘇村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標と、熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標490人を踏まえ、南阿蘇村においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農者の受け皿となる法人を10年間で2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

南阿蘇村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者一人当たり250万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた南阿蘇村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課やJA阿蘇、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社、生産組合等が重点的な指導を行うとともに、南阿蘇村農業研修生受入協議会の受入農家や「農業師匠」の取組み等を活用し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 白水地区

従来からの基幹作物であるトマト、ミニトマト、メロン等の施設園芸作物を栽培及び低農薬、無農薬米等を推進する白水地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3人程度)を重点的に進め、JA阿蘇、生産組合等と連携し、トマト、ミニトマト等の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 久木野地区

従来からの基幹作物であるアスパラガス、トマト等の施設園芸作物栽培及び水稲、そばの作付並びに有畜農家と連携した飼料作物生産が主要生産基盤とする久木野地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3人程度)を重点的に進め、JA阿蘇、生産組合等と連携し、アスパラ、トマトの栽培技

術の指導や販路の確保を行うとともに、営農組織等におけるオペレーター育成など当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

ウ 長陽地区

長陽地区においては、既存の有機農産物生産組織等の協力のもと、有機無農薬栽培を希望する新規就農施策を重点的に推進するとともに、東海大学農学部やJA阿蘇、県農業普及・振興課、その他の関係機関、組織等と連携し、生産管理体制の技術向上、新技術の導入、販路拡大等、青年層が意欲を持って就農できる環境を整え、将来的に同地区が有機農産物栽培における中心的地域として、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標として、現に南阿蘇村及び周辺町村で展開している優良事例を踏まえ、南阿蘇村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定にあたっては、次の事項を前提とする。

(1) 類型設定の基準

目標農業所得 主たる従事者1人当たり350万円以上

目標労働時間 農業従事者1人当たり2,000時間程度

①個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(2) 経営パターン
(家族経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作＋ 夏秋トマト	<作付面積> 夏秋トマト 0.2ha 水稻 2.0ha <経営面積> 2.2ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・接木栽培による連作栽培 ・耐候性ハウスの導入 ・溶液土耕栽培(バックカルチャー)の導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻＋イチゴ	<作付面積> イチゴ 0.2ha 水稻 2.0ha <経営面積> 2.2ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・雨よけハウスでの育苗 ・耐候性ハウスの導入 ・低温処理による花芽分化の促進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻作＋ トルコギキョウ	<作付面積> トルコギキョウ 0.2ha 水稻 2.0ha <経営面積> 2.2ha	<資本整備> トラクター 30ps ビニールハウス 3500㎡ 散粒機 管理機 ミスト機 <その他> ・優良品種の選定 ・排水対策の徹底 ・土作りの実施	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

<p>水稲作＋ スターチス</p>	<p><作付面積> スターチス 0.3ha 水稲 3.0ha <経営面積> 3.3ha</p>	<p><資本整備> トラクター 30ps ビニールハウス 2000㎡ 溶液栽培施設、複合環境 制御装置、無人防除機、 土壌消毒機、自動灌水施 設、温湯又は温風加湿器 <その他> ・施設の集団化 ・耐候性施設、複合環境 制御装置の導入 ・自走式無人防除機、客 土深耕、土壌改良資材 の投入 ・肥培管理の省力化と徹 底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実 施による経営と家 計の分離 ・経営管理の合理化 を図るため情報管 理機器(パソコン)の 導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化の ための自己資本の 充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
<p>水稲作＋ アスパラガス</p>	<p><作付面積> アスパラガス 0.3ha 水稲 2.0ha <経営面積> 2.3ha</p>	<p><資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 5000㎡ 動力噴霧機 <その他> ・フルオープンハウス(高 温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の分 離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
<p>水稲作＋ 春夏メロン＋ 夏秋ミニトマト</p>	<p><作付面積> 水稲 3.0ha 春夏メロン 0.3ha 夏秋ミニトマト 0.3ha <経営面積> 3.6ha</p>	<p><資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動噴 <その他> ・耐候性ハウスの導入 ・基盤整備(灌水施設、用 排水分離等) ・省力化と着果安定の為 のミツバチ利用 ・輪作体系の確立 ・水稲の基幹作業は営農 組織に委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
<p>水稲作＋ ブドウ(観光)</p>	<p><作付面積> 水稲 2.0ha ブドウ 0.6ha <経営面積> 2.6ha</p>	<p><資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 6000㎡ 動噴 <その他> ・優良品種選定 ・排水対策の徹底 ・適宜剪定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 ・経営管理の合理化を 図るため情報管理機 器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のた めの自己資本の充 実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化の ための農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時雇用の 確保
<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の態様等</p>

水稲作＋ イチゴ(観光)	<作付面積> 水稲 1.0ha イチゴ 0.6ha <経営面積> 1.6ha	<資本整備> トラクター 32ps ビニールハウス 3000㎡ 動噴 <その他> ・共同育苗による省力化 ・耐候性ハウスの導入 ・電照利用による生育促進 ・低温処理による花芽分化の促進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稲作＋肉用牛	<作付面積> 水稲 3.0ha 繁殖牛 35頭 育成牛 14頭 飼料用トウモロコシ 2.0ha 牧草 2.0ha <経営面積> 7.0ha	<資本整備> 繁殖牛舎 360㎡ 堆肥舎 112㎡ トラクター 60・32ps 飼料生産機械一式 ショベルローダー <その他> ・飼料畑の団地化 ・産肉性向上のため枝肉成績活用による選抜、計画交配及び受精卵移植技術の応用による優良素牛の生産と優良基礎雌牛の確保 ・増体速度を重視した短期肥育(17～19ヶ月)による経営の改善と資金回転率の向上	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

(法人経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<作付面積等> 夏秋トマト 1.7ha <経営面積> 1.7ha	<資本整備> トラクター 32ps 耐候性連棟ハウス 14000㎡ ビニールハウス 3000㎡ 灌水装置 動噴	・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)のイに示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に南阿蘇村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南阿蘇村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 営農類型の基準

目標農業所得 主たる従事者1人当たり350万円以上

目標労働時間 農業従事者1人当たり2,000時間程度

(2) 経営パターン

(家族経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作+作業受託 露地野菜(深ネギ)	<作付面積等> 水稻 5.5ha 露地野菜 0.5ha <経営面積> 6.0ha	<資本整備> トラクター 60ps ロータリー 1.8m 播種機 動力噴霧器 管理機 ※田植機・コンバインは受託による。 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・早生・中生品種を組み合わせた労働力分散 ・省力化低コスト技術の推進 ・作期幅拡大による中型機械体系の確立	・帳簿記載の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
夏秋トマト+露地野菜	<作付面積> 夏秋トマト 0.3ha 露地野菜 0.3ha <経営面積> 0.6ha	<資本整備> トラクター 20ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧器 ロータリー 管理機 畝立機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・接木栽培による連作栽培 ・訪花昆虫利用 ・排水良好で有機質に富む土壌	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ミニトマト+露地野菜 (里芋)	<作付面積> ミニトマト 0.3ha 露地野菜 0.3ha <経営面積> 0.6ha	<資本整備> トラクター 20ps ビニールハウス 3000㎡ 動力噴霧器 管理機 畝立機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・排水良好で有機質に富む土壌	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

アスパラガス	<作付面積> アスパラガス 0.4ha 水稲 0.8ha <経営面積> 1.2ha	<資本整備> ビニールハウス 4000㎡ 動力噴霧器 管理機 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・通気性、排水性、保水性が高く有機質を多く含む圃場	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
イチゴ	<作付面積> イチゴ 0.2ha 露地野菜0.3ha <経営面積> 0.5ha	<資本整備> ビニールハウス 2000㎡ トラクター 20ps 畝立機 動力噴霧器 管理機 育苗施設 ※機械はリース、中古等含 <その他> ・排水良好な有機質に富んだ保水力の高い土壌	・帳簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

(法人経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<作付面積等> 夏秋トマト 0.8ha 深ネギ 0.6ha <経営面積> 1.4ha	<資本整備> トラクター 24ps ビニールハウス 8500㎡ 灌水装置 動噴 管理機 ※機械はリース、中古等含	・経営管理の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

(協業経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻作＋露地野菜(深ネギ)</p>	<p><作付面積等> 水稻 10.5ha 露地野菜 1.0ha <経営面積> 11.5ha</p>	<p><資本装備> トラクター 60ps 自脱型コンバイン 4条 乗用田植機 6条 播種機 動噴 移植機 掘り取り機 皮むき機 ※機械はリース、中古等 含</p> <p><その他> ・早生・中生品種を組み合わせた労働力分散 ・省力化低コスト技術の推進 ・作期幅拡大による中型機械体系の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿記帳の合理化を図るため情報管理機器(パソコン)の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成の考え方

① 受入環境の整備

南阿蘇村農業研修生受入協議会における既存の農業研修受入体制組織を軸に、県農業普及・振興課、JAなどと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、令和3年度から村内の農地の維持と新規就農者の育成、土地利用型作物の振興による農地の活用を目的に南阿蘇村農業みらい公社を設立。その事業の一環として新規就農育成事業を遂行し、就農希望者を「地域おこし協力隊」として迎え、2年間農業公社が中間保有する農地での作物生産や、農家での研修を通じて知識や技術を身につけ独立を促し担い手の確保を図る。

前者は、主にトマト、アスパラガス、イチゴなど施設園芸の研修を行い、後者は、米、麦、大豆、雑穀、露地野菜などの土地利用型の研修を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

③ 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南阿蘇村が主体となって熊本県立農業大学校や県農業普及・振興課、農業委員、指導農業士、JA阿蘇、生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回の面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

(2) 村が主体的に行う取組

① 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために阿蘇地域新規就農者交流会への参加を促すとともに、南阿蘇村青年農業者組織、南阿蘇村認定農業者の会等との交流の機会を設ける。また、経営開始に当たって、地域計画への位置付けを促すとともに、国の経営開始資金や青年等就農資金を積極的に活用し、就農初期の収入が不安定な期間の経営安定を支援する。

② 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、県農業普及・振興課による阿蘇地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については南阿蘇村農業研修生受入協議会や「農業師匠」の取組を活用し、技術や経営ノウハウの習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業普及・振興課、JA組織、南阿蘇村認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 就農希望者とのマッチング及び新たに農業経営を営もうとする農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

①南阿蘇村農業研修生受入協議会は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県農業普及・振興課、熊本県支援センターに情報提供する。

②村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県農業普及・振興課、支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、村と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア:70% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年(2030年)とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南阿蘇村の白水地区では、畜産又は、イチゴ、トマト、メロン等を中心とした施設園芸と水稲による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しており担い手への農地の利用集積が進んでいるが、近年の燃料高騰等による経営への影響は大きく、農業従事者の高齢化等と相まって農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、久木野地区では、稲作を主体とした農業経営が多く、一部の農作業については農作業受託組合・農事組合法人が地域の担い手として農地の利用集積が進んでいるが、近年ではオペレーターの高齢化などによりオペレーターの担い手不足が懸念され、一部の農作業についての利用集積が今後行われなくなるのではないかと危惧される。

なお、長陽地区では稲作を主体とした農業経営が多いが兼業農家が多く、高齢化や後継者不足による担い手に利用されない農地で維持管理農用地が増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南阿蘇村では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予想され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地域では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 地域計画の実現のため、担い手のへの農用地の集約化や経営体による農用地の利用について

南阿蘇村において策定した地域計画の実現を図るため、各地区で場を設け、地域の現状や課題を洗い出し、農業の将来について協議を行う。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社及び農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、担い手不足の地域では、農事組合法人や農業機械共同利用組合等の農作業受託面積を広げることによって農地の集積及び集約を図る。それに加えて新規就農の促進を行い、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南阿蘇村は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、南阿蘇村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化の促進のために積極的に取り組む。

南阿蘇村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 農業経営改善計画認定制度の推進と認定農業者への支援
- 2 利用権の設定等の推進
- 3 農用地利用改善事業の促進
- 4 農地中間管理事業等の促進
- 5 農作業受委託等の促進
- 6 推進体制の整備
- 7 農用地の利用条件の整備
- 8 新規就農者の確保・育成

これらの各事業については、南阿蘇村農業の特性を踏まえてそれぞれ実情に即して実施するものとする。なお、圃場整備事業が実施されている地域においては生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるよう努める。また、中山間地域である村内の全地域においては、特に営農集落組織の活動を更に活発化することにより、担い手不足が懸念されている地域の遊休農用地の解消に努め、更に集落営農組織に対して特定農業法人制度についての普及啓発を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農業経営改善計画認定制度の推進と認定農業者への支援

(1) 農業経営改善計画認定制度の推進に向けた取組み

県農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合など、関係機関が連携しながら、農業経営の改善

を計画的に進めようとする場合又は新たに農業経営を開始する場合、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しては、認定農業者制度の周知を図り、農業経営改善計画の策定に関する適切な助言・支援を行う。

なお、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、県農業普及・振興課や熊本県農業経営・就農支援センター(以下、「支援センター」という。)に登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などから意見を聴取する。

(2) 認定農業者への支援

農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、当初計画の実践結果の点検・評価を支援する。その中で、当初計画を達成した者には、さらなる向上に資するため、新たな計画の作成について支援を行い、当初計画を達成できなかった者には、計画未達成の要因分析や課題解決方法の検討を行い、これらを反映した新計画の作成について支援を行う。この際、地域相談窓口である県農業普及・振興課は課題解決に向けて継続的な経営支援に取り組み、必要に応じて支援センターと協力することとする。

(3) また、認定農業者に対しては、経営管理能力の向上に関する研修などを実施するとともに、資本装備の高度化、就業環境の改善などの支援措置を集中して実施する。関係機関の役割分担

経営発展に向けた相談等については支援センター、経営相談・指導等継続的なフォローアップについては県農業普及・振興課、農業協同組合など、各組織が役割を分担し、一体となって認定農業者の確保、育成に取り組む。

2 利用権の設定等の推進

利用権の設定等については、地域計画の達成に資するよう、かつ、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施による農用地の利用権の設定等を行うとともに、認定農業者などへの農用地利用の集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

3 農用地利用改善事業の促進

集落段階における話し合いによる合意形成を通じ、認定農業者などへの農用地の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動の活性化を促進する。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意の下に、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図るための特定農業団体や特定農業法人の設立を促進する。

4 農地中間管理事業等の促進

農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進する。

5 農作業受委託等の促進

農作業受委託は農業経営の実質的な規模拡大及び農地流動化への過渡的な側面が強いことから、農業協同組合などと連携して、認定農業者などを核とした農作業受託組織の育成によりその積極的な推進を図るとともに、将来的にはこれが農地中間管理事業等を活用した貸借へと進んでいくよう誘導する。

6 推進体制の整備

推進体制整備に当たっては、南阿蘇村担い手育成総合支援協議会等の組織を整備しながら関係機関との連携を図る。

地域においては、村を中心に、関係機関・団体が一体となって、集落における農業者の徹底した話し合い活動を支援し、集落の農業の将来の方向、育成すべき農業経営の姿などを明確にしていく。

7 農用地の利用条件の整備

地域の実態に即した基盤整備などを進め、ほ場の大区画化や汎用化などを促進するとともに、農地中間管理機構と連携して、基盤整備を契機とした利用権の設定や農作業受委託などを促進する。

また、集落段階における農用地の利用調整活動を支援し、農用地の集団化を促進する。

8 新規就農者の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

ア 就農意欲の醸成及び就農希望者に対する情報提供

南阿蘇村農業研修生受入協議会における既存の農業研修受入体制組織を軸に、県農業普及・振興課、JAなどと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、令和3年度から村内の農地の維持と新規就農者の育成、土地利用型作物の振興による農地の活用を目的に南阿蘇村農業みらい公社を設立。その事業の一環として新規就農育成事業を遂行し、就農希望者を「地域おこし協力隊」として迎え、2年間農業公社が中間保有する農地での作物生産や、農家での研修を通じて知識や技術を身につけ独立を促し担い手の確保を図る。

イ 技術習得のための支援及び役割分担の考え方

技術や経営ノウハウの習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業普及・振興課、JA組織、南阿蘇村認定農業者や指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める

(2) 定着に向けた取組み

就農希望者の研修から就農定着まで一貫したサポートにより、地域における新規就農者の確保、定着を図る。

特に、農業以外から就農する新規参入者の定着を促進するため、南阿蘇村農業研修生受入協議会を軸にJAやNPO法人等での研修修了後の経営が不安定な期間における農地や施設等の確保、栽培技術や経営知識を習得する取組みを支援するとともに、支援センターと連携し農地や生産施設等の継承資源の活用による円滑な就農定着を支援する。

また、経営開始に当たって、地域計画への位置付けを促すとともに、国の経営開始資金や青年等就農資金を積極的に活用し、就農初期の収入が不安定な期間の経営安定を支援します。

さらには、新規就農者が地域の担い手として定着できるよう、就農後の定着状況を把握するとともに、各地域の県農業普及・振興課を中心にJA等の関係機関や就農支援アドバイザーと連携し、栽培技術や経営面の個別指導に加え、新規就農者等を対象とした講習会や新規就農セミナー等を行うなど、地域における濃密なフォローアップを行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の普及

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、県農業普及・振興課、JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。

また、当該農業者が安定した農業経営を実践し、さらに、農業経営改善計画の作成を推進し、計画的に経営の高度化を図る認定農業者への誘導を図る。

ウ 農業経営者としての資質向上支援

新規就農者が就農後に地域の担い手として継続的な農業経営を行っていくため、受け皿となる青年

農業者クラブが行う生産・流通・加工等に関する研修会や異業種交流会等の活動を支援し、組織ぐるみの効果的な資質向上を行う。

また、意欲ある農業者に対し、農業大学校、農業研究センター、県立大学等が連携したくまもと農業アカデミーを実施し、農業者のリカレント教育を推進します。

さらには、若手農業者に対して、リーダーシップ、マーケティング、マネジメント等の経営者としての資質を磨いてもらうため、くまもと農業経営塾を実施し、将来の本県農業を担うトップリーダーや地域リーダーの育成を図るとともに、地域農業が抱える課題を自らの課題として捉え、地域農業の維持、発展をけん引する人材を育成する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成23年 9月26日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月25日から施行する。

この基本構想は、平成30年 3月30日から施行する。

この基本構想は、令和 5年9月19日から施行する。

この基本構想は、令和 8年3月 日から施行する。